

## 【フランス】2016年テロ対策強化法

専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透

\* 2016年6月、前年のパリ同時テロ事件等を踏まえた新たなテロ対策法が制定された。テロ犯罪の捜査手段及び刑罰の強化、刑事手続の見直しを含む包括的な法律となっている。

### 1 経緯

フランスにおける近年の重要なテロ対策強化のための立法は、2012年及び2014年のテロ対策法（注1）、2015年7月の国の情報監視活動に関する法律（注2）、そして同年11月のパリ同時多発テロ事件直後における緊急状態法の適用及び同法の改正（注3）、さらに2016年3月の公共交通機関におけるテロ対策強化法等、継続的に行われてきた。

パリ同時多発テロ事件後、政府は、テロとの長い戦いにおいては時限的緊急措置のみならず法に基づく持続可能な対策強化が必要という意図から、2016年2月、新たなテロ対策法案を議会へ上程した。法案は同年6月3日、「組織犯罪、テロリズム及びその資金調達への対応強化、並びに刑事手続の合理化及び保障の改善のための法律第2016-731号」（注4）（以下「2016年法」）として制定された。

法律は全3章120か条から成る。主に刑事訴訟法典を改正する内容であり、目的は以下の3点である。

- ①組織犯罪、特にテロ犯罪の捜査の実効性強化（第1章）
- ②予審期間における捜査対象者の通信傍受及び勾留等に関する国際法、EU法、並びに憲法院及び欧州人権委員会の判例等に合致した人権保障の強化（第2章第1節）
- ③刑事訴訟手続の合理化及び簡素化（第2章第2節）

ここでは特に①について採り上げ、以下に概要を紹介する。

### 2 2016年法（第1章）の主な内容

#### (1) 捜査手段の強化

公訴のための予備捜査及び予審において、テロ攻撃や人命の危険のおそれがある場合には、夜間においても家宅捜査を可能とする。捜査対象者の使用端末機器やユーザーIDの特定のため、接続中の通信データを外部からオンラインで直接に取得する技術的手段（IMSI catcher）が許可される。また、現行犯捜査又は予備捜査においては、捜査対象者の情報システムに保管された音声の再生、画像の定着、情報データ及び電子メールの取得を行うことができる。これらの捜査手段の実施許可は、状況により自由及び拘留裁判官（*juge des libertés et de la détention*）又は共和国検事（*procureur de la République*）が、司法警察官（*OPJ: officier de police judiciaire*）に対して行う。

テロ攻撃のおそれがある大規模イベントにおいては、事前予約制の導入、不審な予約者や入場者についての行政機関への調査依頼等により、入場者管理を強化する。

司法警察官は、身分証確認等の身元検査の一環として、荷物の目視検査及び内容物検査

を行うことができる。

秩序維持機関（警察及び憲兵隊）は、国家の安全への脅威となると思料される確実な理由が存在する者、又はそうした者と意図的に接触した者について、行政機関への身元照会に要する一定時間拘留することができる。この拘留は4時間を超えることはできない。

## (2) 刑罰の強化

国外のテロ組織活動地域に渡航し、帰国後に公の安全に対する脅威となる可能性がある者は、帰国後、1か月の居所指定等の行政管理の対象となり、この措置に従わない場合は軽犯罪となる。

テロ行為の遂行を唆す又は称賛するサイトを日常的に閲覧する行為は軽犯罪となり、2年の拘禁刑及び30,000ユーロ（約340万円）の罰金に処される。

テロ組織活動地域から不正にもたらされる文化財について、それを知りながら売買取引、輸送又は保有を行った者に対して、新たな法定刑を規定する（7年の拘禁刑及び100,000ユーロ（約1,100万円）の罰金）。

## (3) 武器・弾薬の流通の抑制

一定の犯罪歴がある者に対して所定の武器の所有を全面的に禁止する。密売の捜査において、武器密売の事実を確認するための「試し買い」（いわゆるおとり捜査）が許可される。

## (4) 証人の保護

司法機関は、テロ組織に係る裁判において証人及びその家族に対する報復の危険がある場合には、証人の身元の判明を避けるため、聴聞を非公開で行うことができる。また、証人の身元は外部には伏せられ、番号で示される。

## (5) 資金洗浄及び資金調達への対応

無記名で使用できるプリペイド・カードはテロ活動の密かな資金移動手段として用いられる。これを抑制するため、使用可能な上限額が制限され、使用履歴の遡及機能も強化される。金融機関等は、テロ組織の資金洗浄及び資金調達との関わりが疑われる自然人、法人及び取引を監視する手段を講じることができる。

注（インターネット情報は2016年7月14日現在である。）

(1) 服部有希「2012年テロ対策法」『外国の立法』No.254-2, 2013.2, pp.12-13. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_7544686\\_po\\_02540205.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_7544686_po_02540205.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)>, 及び同「2014年テロ対策強化法—インターネットによるテロの拡大—」『外国の立法』No.262-1, 2015.1, pp.10-11. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_7544686\\_po\\_02540205.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_7544686_po_02540205.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)> を参照。

(2) 豊田透「国による情報監視技術の使用を規定する法律」『外国の立法』No.265-1, 2015.10, pp.10-11. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9514875\\_po\\_02650105.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9514875_po_02650105.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)>

(3) 豊田透「緊急状態延長法の制定—パリ同時テロをめぐる—」『外国の立法』No.266-1, 2016.1, pp.12-13. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9593136\\_po\\_02660106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9593136_po_02660106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)> を参照。

(4) Loi no 2016-731 du 3 juin 2016 renforçant la lutte contre le crime organisé, le terrorisme et leur financement, et améliorant l'efficacité et les garanties de la procédure pénale.